

### 3. 支援の対象となる組織

多面的機能支払交付金を活用した取組を行うためには、以下に示す**活動組織**、または**広域活動組織**\*のいずれかを設立する必要があります。

#### 農地維持支払交付金

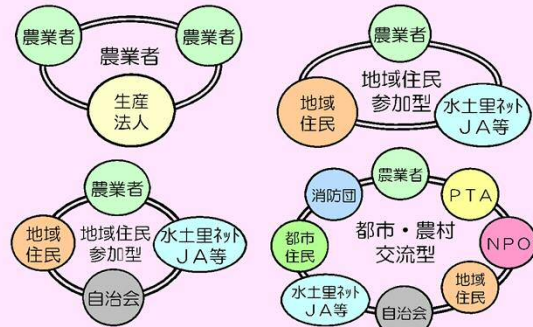
##### 活動組織

- ① 農業者のみで構成される活動組織
- ② 農業者及びその他の者(地域住民、団体など)で構成される活動組織

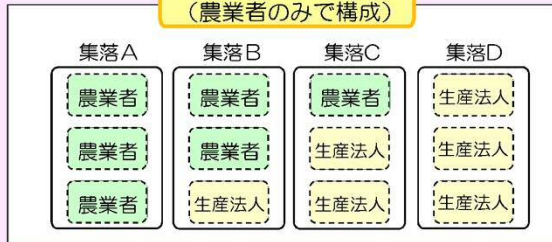
##### 広域活動組織

- ① 農業者のみで構成される広域活動組織
- ② 農業者及びその他の者(地域住民、団体など)で構成される広域活動組織

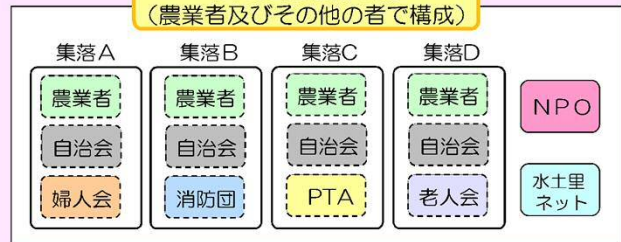
活動組織の例



広域活動組織の例  
(農業者のみで構成)



広域活動組織の例  
(農業者及びその他の者で構成)



#### 資源向上支払交付金

##### ○共同活動

農業者及びその他の者(地域住民、団体など)で構成される活動組織  
または広域活動組織

##### ○施設の長寿命化、組織の広域化・体制強化

農地維持支払交付金と同様の活動組織または広域活動組織

##### ○地域資源保全プランの策定

農地維持支払交付金と同様の広域活動組織

#### \*広域活動組織

旧市区町村単位等の広域エリアにおいて、集落(活動組織)、土地改良区、地域の関係団体など、地域の実情に応じた者から構成される、構成員間の協定に基づく組織です。組織設立等への支援を受けることができます。(組織の広域化・体制強化 40万円/組織)

協定の対象とする区域が、昭和25年2月1日時点の市区町村区域程度、または協定の対象とする区域内の農用地面積が200ha以上(北海道にあっては、3,000ha以上)を有していることが基本です。